

主 文

原判決を破棄する。
被告人兩名をそれぞれ禁錮二月に処する。
被告人兩名に対しそれぞれこの裁判が確定した日から一年間その刑の執行を猶予する。

理 由

本件控訴の趣意は検察官が提出した控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は弁護人東城守一、同久保田昭夫、同山本博が連名で提出した答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもこれを引用し、当裁判所は次のとおり判断をする。

控訴趣意第一の二について。

論旨は、原判決は、被告人AのB巡査に対する公務執行妨害の訴因事実中、同被告人が同巡査着用の制服の襟元を掴んで引張り、ボタン三個をもぎ取つたとの点については、証明が十分でないと判示したが、右の事実を認めなかつた原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認がある、というのである。

よつて検討するに、本件の訴因は公務執行妨害であつて器物損壊ではないのであるから、要するに問題は被告人AがB巡査着用の制服の襟元を掴みボタンがちぎられるほど強く引つぱつて同巡査の身体に暴行を加えた事実があるかどうかという一点に帰着するものであるところ、一件記録を精査すると、この点につき原判決の説示するところは首肯するに足り、なお当審における事実の取調の結果を加えて考えても右の暴行の事実を認定するにいたるまで十分ではない。しかも、そればかりでなく、右の事実は原判決が有罪と認定した同巡査のネクタイを引つぱつてその首を絞めかつその左下腿部を蹴り上げた暴行の事実とあわせて包括一罪をなすものとして訴因とされているのであるから、その一部である所論の暴行が認められるかはもともと判決に影響を及ぼすことが明らかであるともいえないのである。それゆえ、いずれにしてもこの点の論旨は理由がない。

控訴趣意第一の一および第二について。

論旨は、要するに、原判決は、被告人兩名を含む本件ピケ隊がピケツトを張つた行為は威力業務妨害罪を構成するものであることを肯定し、その際客観的職務執行法五条後段所定の要件が存しなかつたとし、警察官の本件実力行使は適法な職務執行と認められないと判示しているけれども、本件の場合入局しようとする客観的状況が生じていたことは証拠上明白であり、警察官職務執行法五条後段の要件を具備していたことが明らかであるにもかかわらず、その点を誤認してB巡査らの職務執行を違法な行為であるとし、被告人らの同巡査らに対する暴行につき公務執行妨害罪の成立を否定し、正当防衛であるとして被告人兩名に無罪を言い渡した原判決には重大な事実誤認および法令の解釈適用の誤りがある、というのである。

そこで、これに対する判断に先だち、まず本件訴訟の経過をみてるのに、原判決は被告人らの本件ピケツティングの違法性を検討したうえ、右は一般民間企業における労働組合の争議行為としては許される範囲内のものであるが、本件争議行為は公共企業体等労働関係法（以下「公労法」という。）一七条一項により禁止されたもので、かかる争議行為については労働組合法（以下「労組法」という。）一条二項の適用の余地がないから、本件ピケツティングは威力業務妨害罪を構成するとし、ただ本件の場合警察官の実力行使は警察官職務執行法（以下「警職法」という。）五条の要件を欠いていて適法な職務行為とはいえないので、被告人らのこれに対する暴行行為は公務執行妨害罪にあたらぬばかりでなく、正当防衛として暴行罪の成立も認められないとして無罪を言い渡した。これに対し差戻前の控訴審判決は、同じく公労法一七条違反の争議行為に労組法一条二項の適用がないことを理由に本件ピケツティングにつき威力業務妨害罪の成立を認め、警察官の実力行使の適法性に関しては、右は警職法五条後段の要件を充たすばかりでなく、本件実力行使の際は威力業務妨害の違法状態が継続していたのであるから、ピケ隊員引き抜きの行為は現行犯たる威力業務妨害行為に対する鎮圧行為として適法な職務行為であるとして被告人兩名に公務執行妨害罪の成立を認めたとあるところ、上告審である最高裁判所大法廷は、本件ピケツティングが威力業務妨害罪を構成するとの前示判断に関し、最高裁判所昭和三九年（あ）第二九六号同四一年一月二六日大法廷判決（刑事二〇卷八号九〇一頁。以下「C事件判決」という。）を引用したう

え、公労法一七条一項に違反してなされた争議行為にも、労組法一条二項の適用があるものと解すべきであり、公労法一七条一項に違反するといふだけの理由で、ただちに本件ピケツテイングを違法であるとした右の判決は法令の適用を誤つたものであるとして、これを破棄し本件を当裁判所に差し戻したのである。原判決の当否を審査するにあつては、まず、本件ピケツテイングの違法性すなわちそこに威力業務妨害罪の成立があるかどうかを考え、次に本件警察官の實力行使たる引き抜き行為の適法性ないしはそれが刑法上保護に値する職務行為であるかどうかを考

一 本件ピケツテイングの違法性について。
(一) まず、本件における争議の経緯ならびにその際の被告人らの行動についてみるのに、原判決が第二の一の(一)、(二)および第二の二の(一)、(二)に挙示する各証拠および当審における事実取調の結果を合わせると、(1) D 組合は、昭和三三年一月開催の中央委員会および同年二月開催の戦術会議により、同年のいわゆる春季闘争の一環として、一律に二、四〇〇円の賃金値上げを主な要の求項目として要求七項目を掲げ、新賃金引上げに關する公共企業体等労働委員会調停進行の状況を考慮して同年三月二〇日前後に全国各地の統轄局においてそれぞれ勤務時間内食込みの職場大会を開催する闘争方針を決定し、D 横濱郵便局支部(支部長 E) に対しても同年三月一七日に D 神奈川地区本部を經由し、闘争指令第七九条をもつて三月二〇日午前八時三〇分から同一〇時三〇分までの二時間勤務時間内食込み職場大会の開催を指令したのであるが、当時時間内職場大会は郵便法七九条に違反するの刑事罰の対象にもなるとの大臣通達が発せられており、横濱郵便局長をはじめとするいわゆる管理者側は右通達を掲示するとともに同局支部あて文書で警告するなどの措置をとつており、支部組合員には刑事罰の対象とならうなことをまでして組合活動をすることを消極的意見が強くつたので、同支部は右役員を拒否して前記指令を返上するとともに同支部執行委員は全役員を辞するに至つたこと、(2) そこで、前記地区本部は右事態に對処し、同地区本部の責任において右闘争指令を実施するため、横濱郵便局内に、右地区本部執行委員その他上部機関役員らで構成する臨時闘争指導部(以下「臨闘」という。)を企設け、あくまで前記三月二〇日の勤務時間内二時間食込み職場大会の開催を企図し、同局支部組合員に対し前記指令に基いて右闘争の指導にあたり、F に對し、当日横濱郵便局員の就労を阻止するためのピケツト要員の支援動員方を要請したこと、(3) 他方横濱郵便局の管理者側においては、局員の就労を阻り業務の正常な運営を確保するため、できる限り多数の職員を掌握し、ピケ隊との摩擦を避けつつ入局させる方針をたてることも、ピケ隊によつて入局が阻止されることがおもなばかり、同月一日同局長 G 名義の文書をもつて、所轄加賀町警察署長あてに警官出動を要請し、当日ピケ隊により局職員の入局が阻止された場合には右郵便局の業務運営確保のためこれを排除してほしい旨の依頼をしたこと、(4) 翌三月二〇日午前七時前後ころには F の動員したピケツト要員一〇〇名前後が右郵便局員通用門および他の二つの出入口にピケツトを張り、午前八時ころにはその数約二〇〇名位に達し、被告人らを含む多数の F 傘下の労組員が職員通用門を中心として厚いいわゆるマス・ピケを張り、スクラムを組んだり、労働歌を高唱するなどして氣勢をあげ、局職員の入局を極力はばむ態勢を示していたこと、なお、組合側からは午前七時すぎには管理者の通用門の出入りを一切禁止する旨の放送がなされ、また午前七時に出発予定の速達一郵便もピケ隊がその通行に容易に應じなかつたため午前八時一五分ころ漸く出局する状態であつたこと、そして午前八時三〇分就労予定の一般内勤局員は当日午前七時ころから出足よく出勤してきたが、ピケ隊との衝突をさげ、前記通用門東隣の神奈川県庁分庁舎前歩道上にたむろして形勢をかがうような形になつていたので、管理者側は各課ごとに局員の掌握につとめ、午前八時三〇分前後にはその数も約一五〇名位に達していたこと、一方臨闘側は組合員を横濱公園に誘導して職場大会を開催することを意図していたが、右誘導は困難な状況になつたので、前記通用門前に集つた支部組合員、ピケ隊員を対象に職場大会を開催することを決し、午前八時二〇分前後から労働組合宣伝力一の上から各議員、H 党代表、F 幹部等の挨拶、激励演説等を始め、その状態はほとんど實力行使による警官の介入直前まで続くに至つたこと、他方、警官側は同日午前七時ころ郵便局付近の神奈川県庁中庭に一個小隊(約三五名)が待機していたが、午前八時四〇分ころにはさらに三個小隊の警官と警察広報車一台が出動し、現場においてピケ隊と相對峙するとともにピケ隊に拡声機を通じ、出勤する職員をピケツトで妨害する

であるというべきである。

しかるに、B 巡査らの本件における実力行使を警職法五条による適法な職務行為にあたらぬとの理由によりこれに対しては公務執行妨害罪の成立する余地なく、被告人らの暴行は正当防衛にあたるとして被告人両名を無罪とした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の誤りを犯した違法があるものであつて、原判決はこの点において破棄を免れない。したがつて、右職務行為が適法であると主張する論旨は結局理由があることに帰する。

以上の次第で、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により次のとおり自判する。

(罪となるべき事実)

被告人Aは、F 事務局員、被告人MはOP 労働組合員であつた者であるが、D 組合は、昭和三年三月一七日D 神奈川地区本部を經由してD 横浜郵便局支部に対し、春季闘争の一環として同月二〇日午前八時三〇分から勤務時間内二時間食ひこみ職場大会を開催することを指令したところ、同郵便局支部(支部長E)は、右職場大会の開催を拒否し、同指令を返上するとともに同支部執行委員が総辞職したのことで、前記地区本部はこれに対処し、横浜郵便局内に右地区本部執行委員らで構成する臨時闘争指導本部を設けてあくまで右職場大会を開催することを企図し、同支部組合員に対し前記指令に基いて右闘争の指導にあたるとともに、F に対し当日右郵便局員の就労を阻止するためのピケツト要員の支援動員方を要請した。かくて同年三月二〇日午前八時ころにはすでに、被告人両名を含む同F 傘下の各労働組合員約二〇〇名が横浜市中区日本大通五番地横浜郵便局通用門前路上にほぼ数列から成るピケツトラインを張り、スクラムを組んだり労働歌を高唱するなどして氣勢をあげて同局職員らの出勤を阻止する態勢を示すに至つたので、出勤してきた組合員である局職員もあえて局内に入ることができず、現に内勤職員の出勤時間である午前八時三〇分すぎには同郵便局次長Iをはじめ課長らが組合員である一部局職員の先頭に立ち、再三身を挺してピケツティングを排除して入局就労しようとしたにもかかわらず、ピケ隊員はこれを押し返して強く阻止し、不法な威力を用いて入局就労を希望する組合員および同郵便局の業務を妨げるに至つた。そこで、同郵便局長Gの要請により出勤していた神奈川県警察本部機動隊約一〇〇名は、被告人らを含むピケ隊員に対し数次にわたり違法なピケツトを解除すべき旨の警告をしたが、ピケ隊はこれを無視して応ぜず、同郵便局通用門付近において座り込みを開始するに至つたので、同郵便局からの度重なる要請もあり、ついに同日午前九時二〇分ころから実力をもつて右違法なピケツトを排除しようとしたのであるが、その際、

第一 被告人Aは、同日午前九時三〇分ころ、同所においてピケ隊の引き抜きを始めた同機動隊員巡査Bに対し、同人のネクタイを引つぱつて首を絞め、さらに同人の左下腿部を蹴り上げる等の暴行をし、

第二 被告人Mは、同日午前九時二五分ころ、同所においてピケ隊員の引き抜きを始めた同機動隊員巡査Nに対し、同人の左下腹部および左大腿部を足蹴にする等の暴行をし、

それぞれ右両警察官の職務の執行を妨害したものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人両名の判示所為は各刑法九五条一項にあたるので、いずれも所定刑中禁錮刑を選択し、その刑期の範囲内で被告人両名をそれぞれ禁錮二月に処し、情状により被告人両名に対し同法二五条一項を適用し、いずれもこの裁判が確定した日から一年間その刑の執行を猶予することとし、原審および当審における訴訟費用は刑訴法一八一条一項但書により全部被告人両名に負担させないこととして、主文のように判決をする。

(裁判長裁判官 中野次雄 裁判官 寺尾正二 裁判官 粕谷俊治)